

## 大阪商業大学における研究者等の行動規範

大阪商業大学（以下「本学」という。）は、研究活動が社会からの信頼と負託の上で成り立つことを真摯に受け止め、主体的かつ自立的に研究活動を進め、研究の健全な発展を促し、研究を遂行する上での公正性を確保することを目的として、本学において研究を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する事務職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

### （研究者の姿勢）

1. 研究者は、社会における責任を自覚し、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、研究活動を通じて、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、並びに地域社会に貢献するように努める。

### （社会の中の研究者）

2. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたって、社会の期待に応え、理解と協力が得られるよう努める。

### （説明と公開）

3. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、研究の成果を広く公表し、社会への還元を目指す。

### （研究活動）

4. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に実施する。また、研究活動における不正は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、研究費の適正な使用を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担もしない。

### （研究データの取扱）

5. 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、生データや実験・観察ノート等、本来存在すべき基本的な要素の保管資料を 5 年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、開示しなければならない。

### （研究環境の整備）

6. 研究者及びこれを支援する事務職員は、責任ある研究の実績と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持が自らの重要な責務であることを自覚し、積極的にこれに取り組まなければならない。また、これを達成するために、社会の理解と協力が

得られるよう努める。

(教育啓発の責務)

7. 研究者及びこれを支援する事務職員は、研究環境の質的向上や不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む義務を負うとともに、定期的に研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究対象などへの配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(法令の遵守)

10. 研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、法令、ガイドライン及び学内規程等を遵守する。

(差別の排除)

11. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

12. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、客観的な助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公平性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究を支援する者の責任)

13. 研究者の研究活動を支援する事務職員は、本行動規範の趣旨を十分に理解し、本行動規範が遵守されるよう研究支援環境整備に努めるとともに、特に研究費の管理においては不正を為さず、また加担しないことはもとより、研究費等に係る法令、ガイドライン及び学内規程等を研究者に周知徹底し、不正の未然防止と適切な管理に努める。

注：本行動規範は、日本学術会議が策定する「科学者の行動規範」を準用しています。